

随意契約及び比較見積省略理由書

南大阪湾岸流域下水道 北部水みらいセンター No. 3 汚水ポンプ設備長寿命化対策工事

本工事は、北部水みらいセンターに設置されている No. 3 汚水ポンプ設備について、経年により劣化が進行している主要部品の取替を行い、本来の機能を回復させ長寿命化を図るものである。

当該機器はいわゆる汎用機器ではなく、製作会社固有の技術に基づいて設計・製作されたものである。

従って本工事を実施するには、設計、製作技術に関する知見、高度な診断能力、不具合に対する処置検討能力及び長寿命化対策工事に伴う交換部品の入手と熟練した技術者の確保が必要であるため、他者では実施できないものである。

以上のことから、本工事を実施できるのは当該機器の設計・製作・据付を実施した三菱重工業株式会社からポンプ設備事業を譲渡された新菱工業株式会社以外にないため、大阪府との契約窓口である同社大阪営業所より見積を徴取することとし、その見積価格が予定価格内であった場合、地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号の規定により、同者と随意契約を行うものである。

また、大阪府財務規則の運用第 62 条関係第 2 項第 1 号の規定により、比較見積を省略することとします。